

重要事項説明書（介護予防）短期入所療養介護

（医療法人社団光仁会 市川医院 介護医療院 ）

1 （介護予防）短期入所療養介護サービスを提供する事業者について

法 人 名	医療法人社団光仁会
代 表 者 氏 名	理事長 市川 晃
所 在 地	山口県光市中央三丁目2番26号
電 話 番 号	0833-72-5700

2 利用者に対してのサービス提供を実施する施設について

(1) 施設の所在地等

施 設 名 称	医療法人社団光仁会 市川医院 介護医療院
介 護 保 険 事 業 所 番 号	35B1000020
施 設 所 在 地	山口県光市中央三丁目2番26号
連絡先	電話番号： 0833-72-5700 FAX 番号： 0833-71-0758

(2) 事業の目的及び運営の方針

事 業 の 目 的	医療法人社団光仁会が開設する（介護予防）短期入所療養介護の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な短期入所療養介護サービスを提供することを目的とする。
運 営 の 方 針	長期にわたり療養が必要である者に対し、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするため、短期入所良王介護計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。施設の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って短期入所療養介護サービスの提供に努める。

(3) 施設概要

建物の構造	鉄骨造 3階建
敷地面積 (延べ床面積)	1,049 m ² (1,871 m ²)
開設年月日	令和5年3月1日
入所定員	12名

<主な設備等>

居 室 数	個室2室、2人部屋1室、4人部屋2室
-------	--------------------

食堂・談話室・レクリエーションルーム	1 室
診察室	1 室
処置室	1 室
機能訓練室	1 室
浴室	一般浴槽、車椅子特殊浴槽、特殊機械浴槽
併設事業所	介護医療院（第 35B1000020 号） （介護予防）通所リハビリテーション（第 3511010458 号）

(4) サービス提供時間、利用定員

利用定員内訳	12 名
--------	------

(5) 職員体制

管理者	（氏名）市川 晃
-----	----------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等において規定されている遵守すべき事項において指揮命令を行います。	1 名
介護支援専門員	適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。	1 名
看護職員	医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、施設の保健衛生業務を行います。	7 名
理学療法士等	リハビリテーションプログラムを作成し、運動療法、日常生活動作訓練、物理的療法等の訓練を実施するほか療養指導を行います。	1 名以上
介護職員	利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。	6 名

3 提供するサービスの内容

提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
短期入所療養介護計画の作成	1 介護支援専門員が、利用者の心身の状態や、生活状況の把握（アセスメント）を行い、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、援助の目標、サービス内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した短期入所療養介護計画を作成します。 2 作成した短期入所療養介護計画の内容について、利用者又はその家族に対して、説明し文書により同意を得ます。 3 短期入所療養介護計画を作成した際には、利用者に交付します。 4 計画作成後においても、短期入所療養介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。

食 事	1 栄養士（管理栄養士）の立てる献立により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。 2 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。
看護及び医学的管理の下における介護	利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状態に応じた介護を行います。
入 浴	1 入浴又は清拭を週2回以上行います。 利用者の体調等により、当日入浴ができなかった場合は、清拭及び入浴日の振り替えにて対応します。 2 寝たきりの状態であっても、特殊機械浴槽を使用して入浴することができます。
排せつ	排せつの自立を促すため、利用者の身体能力を利用した援助を行います。
機能訓練	利用者の心身等の状態に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。
栄養管理	栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各利用者の状態に応じた栄養管理を行います。
口腔衛生の管理	利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。
健康管理	医師や看護職員が、健康管理を行います。
その他自立への支援	1 寝たきり防止のため、利用者の身体状況を考慮しながら、可能な限り離床に配慮します。 2 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助を行います。

4 利用料金

別添利用料表による

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

(1) 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてにお届け（郵送）します。
--	---

(2) 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の入所者控えと内容を照合のうえ、請求月の月末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 利用者指定口座からの自動振替 イ 支払いの確認をしたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管してください。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）
---	---

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 施設の利用に当たっての留意事項

- (1) 利用対象者は、要支援1以上の方となります。
- (2) 利用時に要介護認定を受けている方であっても、利用後に要介護認定者でなくなった場合は、退所していただくことになります。
- (3) 退所に際しては、利用者及びその家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保険医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

7 衛生管理等について

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修を実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

8 通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域は、光市、下松市、田布施町、周南市とする。
ただし、離島は除く。

9 緊急時等における対応方法

施設において、サービス提供を行っている際に利用者の病状の急変が生じた場合は、速やかに管理医師へ連絡し必要な措置を講じます。

利用者の病状からみて、当施設において自ら必要な医療を提供することが困難な場合には、協力医療機関その他適当な医療機関への入院のため措置、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じます。

利用者のために往診を求め、又は利用者を医療機関に通院させる場合には、当該医療機関の医師又は歯科医師に対し、利用者の診療状況に関する情報を提供します。また、当該医療機関等から利用者の療養上必要な情報の提供を受け、その情報により適切な診療を行います。

当施設の協力医療機関及びに歯科医療機関は下記のとおりです。

【協力医療機関】 (医療機関名)	医療機関名 光市立光総合病院 所 在 地 山口県光市光ヶ丘 6 番 1 号 電話番号 0833-72-1000 診 療 科 内科・外科・整形外科・脳神経外科・泌尿器科
【協力歯科医療機関】 (歯科医療機関名)	医療機関名 佃歯科医院 所 在 地 光市光井 9 丁目 10 番 10 号 電話番号 0833-72-5337

※ 協力医療機関において、優先的に治療等が受けられるものではありません。また、当該医療機関での治療等を義務付けるものではありません。

10 事故発生時の対応方法について

- (1) 事故が発生した場合の対応について、(2)に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- (4) 上記(1)～(3)の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。
- (5) 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (6) 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (7) 施設は、入所者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 光市高齢支援課介護保険係	所在地 光市中央 6 丁目 1-1 電話番号 0833-74-3003（直通） 受付時間 8：30～17：15（土日祝は休み）
【家族等緊急連絡先】	氏名 続柄（ ） 住所 電話番号 携帯番号 勤務先

なお、下記の損害賠償保険に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
	保 険 名	賠償責任保険

1 1 非常災害対策

- (1) 当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（ 主任 森下 大輔 ）

- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

- (3) 定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む。）を行います。

避難訓練実施時期：（毎年 2 回 6 月・ 1 2 月）

- (4) (3)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

1 2 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順

提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 （事業者の担当部署・窓口の名称）	所在地 光市中央 3 丁目 2-26 電話番号 0833-72-5700 ファックス番号 0833-71-0758 受付時間 8：30～18：00
【市町村（保険者）の窓口】 光市高齢支援課介護保険係	所在地 光市中央 6 丁目 1-1 電話番号 0833-74-3003（直通） 受付時間 8：30～17：15（土日祝は休み）
【公的団体の窓口】 山口県国民健康保険団体連合会	所在地 山口市朝田 1980-7 電話番号 083-995-1010 受付時間 9:00～17:00（土日祝は休み）

1 3 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 入所者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労
----------------------------	---

	働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た入所者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
(2) 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、入所者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

1 4 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	主任・西村 恵美
-------------	----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(5) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(7) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人

等)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 5 身体的拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 6 サービス提供の記録

- (1) 短サ期入所療養介護サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写物の請求を行う場合は、有料です。)
- (3) 利用に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

1 7 業務継続計画の策定

(1) 感染症予防及び感染症の発生時の対応(衛生管理を含む)

- ・事業所は、施設における感染症の発生または食中毒の予防及び蔓延の防止のため必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ・事業所は、感染対策の指針を整備します。
- ・事業所は、感染症発生防止のための委員会及び従業員に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。
- ・事業所は、感染症が流行する時期等を起案して必要に応じテレビ電話装置等を活用しサービス担当者会議等を行います。
- ・厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対応等に関する手順に沿った対応を行います。

(2) 非常災害対策

- 事業所に災害に関する担当者(防火管理者)を置き非常災害に関する取組みを行います。
- ・防災の対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難、誘導にあたります。
 - ・防災設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。
 - ・防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業員および利用者、地域住民の参加が得られるように連携に努め、消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。
 - ・事業所は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても

事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し研修の実施、訓練を定期的に行います。

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	山口県光市中央三丁目2番26号		
	法人名	医療法人社団光仁会		
	代表者名	理事長 市川 晃		印
	事業所名	医療法人社団光仁会 市川医院 介護医療院		
	説明者氏名			印

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

入所者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印